

議案第173号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別記のようく定める。

令和7年11月28日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)が令和7年9月10日に、及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第82号)が令和7年9月16日に公布され、それぞれ令和7年10月1日及び公布の日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表 【第1条関係】

現行	改正案				
京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例				
平成26年10月1日 条例第36号	平成26年10月1日 条例第36号				
第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)				
第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				
第14条～第17条 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断)	第14条～第17条 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断)				
第18条 (略)	第18条 (略)				
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児</u> (以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断 が行われた場合であって、 当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>利用開始時の健康診断</u> の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果</u> を把握しなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> (母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、 当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>同欄に掲げる健康診断</u> の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。 <table border="1" data-bbox="1140 1135 1977 1319"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診査				

現行	改正案
3・4 (略) 第19条～第50条 (略)	3・4 (略) 第19条～第50条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号) 新旧対照表
【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号	京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号
第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号	第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第53条 (略)	第26条～第53条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第38号）新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第38号	京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第38号
第1条～第12条（略） (虐待の禁止)	第1条～第12条（略） (虐待の禁止)
第13条 事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条の2～第22条（略）	第13条の2～第22条（略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>